

令和4年(2022年)

4/1

No.1497

区のおしらせ

ちゅうおう



「中央区地域スポーツクラブ 大江戸日本橋・京橋」始動!!



地域スポーツクラブは、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツや文化活動に参加できる、地域の皆さんが主体となって運営するクラブです。地域の皆さんは、会員、運営スタッフ、指導員などさまざまな形でクラブに参加することができます。

このほど、本区2例目のクラブとして、日本橋・京橋地域を活動場所とする「中央区地域スポーツクラブ大江戸日本橋・京橋（通称 Maple）」が、誕生しました。

**区内在住・在勤・在学・在園の方なら
どなたでも参加登録ができます。
お気軽にご参加ください！**

2面に続く



◎写真は、2月23日に実施された「中央区地域スポーツクラブ大江戸日本橋・京橋 わくわく体験会」の様子です。



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

「区のおしらせ ちゅうおう」は毎月1日、11日、21日の月3回発行。次回4月11日号は新聞折り込みです。

(1)

掲載のイベント
について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、内容を変更または中止とする場合があります。最新の情報は区のホームページをご覧ください。



地域スポーツクラブ大江戸日本橋・京橋 Maple



実施予定事業

別表1のとおり

初年度会費(保険料含む)

- ・高校生以上 3,000円/年
- ・中学生以下 2,000円/年
- ・65歳以上 2,200円/年

◎プログラムごとに1回当たりの参加料・材料費が別途かかります。

◎プログラムの詳細や申し込み方法についてなど詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

問中央区地域スポーツクラブ大江戸日本橋・京橋

HP<https://maple.tokyo.jp>



Einfo@maple.tokyo.jp

別表1

プログラム		活動場所		対 象
スポーツ事業	1 合気道	阪本小学校	体育館	小学生
	2 エンジョイ体操		ランチルーム	50歳以上
	3 かけっこ		校庭	年中～小学校2年生
	4 キンボールスポーツ	日本橋小学校	体育館	小学生以上
	5 スイミング	阪本小学校	プール	小学生
	6 3x3		体育館	小学生
	7 タグラグビー		校庭	年長～小学生
	8 テニス			小学校3年生～大人
	9 フラッグフットボール			年中～小学校2年生
	10 もどし体操(※)	橋本総業MIRAI GYM (日本橋小伝馬町9-9)		18歳以上
文化事業	11 ヨガロマ(※)			
	12 ボディメイクエクササイズ(※)			
	13 パーソナルトレーニング(※)			
	14 お囃子	阪本小学校	和室	年長以上
	15 アコースティックギター		ランチルーム	小学生以上
	16 フラワーアレンジメント			

◎(※)がついているプログラムは、橋本総業ホールディングス(株)MIRAI GYMとの共催事業です。

地域スポーツクラブ大江戸月島も活動中!

本区1例目の地域スポーツクラブである「地域スポーツクラブ大江戸月島」も、さまざまなプログラムをそろえて活動中です。

こちら、区内在住・在勤・在学・在園の方などなたでもご参加いただけますので、月島地域に足を運びやすい方などは、大江戸月島への参加もぜひご検討ください。

活動施設

月島第一小学校、月島第三小学校、豊海小学校、明石小学校、中央小学校、明正小学校、晴海中学校、月島社会教育会館、佃区民館、勝どき区民館 など

実施種目

チアダンス、バレエ、ハワイアンフラ、フットサル、サッカー、野球、バスケット、フラッグフットボール、テニス、体操、水泳、護身術(合気道)、貯筋運動、空手、ダーツ、ヨガ、瞑想、ウクレレ、寺子屋、フィールドホッケー、かけっこ、ウォーキング など

◎申し込み方法など詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

HP中央区地域スポーツクラブ大江戸月島

<https://oedo.tokyo.jp/>



一緒に体を動かそう ～障害のある方を対象としたスポーツ・レクリエーション教室～

日時など

別表2のとおり

対 象

区内在住の障害のある方

◎介助が必要な方はご家族などの同伴をお願いします(同伴者も一緒に楽しむことができます)。

定 員

各回10人(先着順)

費 用

無料

申し込み方法

各開催日の1週間前までに電話または、Eメール、往復はがき、ファクスで①参加したい教室の回数および日時(複数可)②氏名・ふりがな③郵便番号・住所④電話番号⑤年齢⑥在学の方は学校名・学年⑦障害の程度・種類⑧同伴者の人数・氏名・ふりがな・年齢⑨ファクスで申し込む方はファクス番号を記入して申し込む。

◎応募された方には抽選結果を送付します。

◎運動制限を受けている方は主治医に相談の上、ご参加ください。

◎傷害保険は運営側で加入します。

◎各教室の種目や追加募集など詳しくは、大江戸月島のホームページをご覧ください。

◎本事業は、中央区と(一社)中央区

別表2

回 数	日 時		会 場		種 目
1	4月24日(日)	午前	総合スポーツセンター	小体育室	バスケットボール
2(※)	5月14日(土)	午後	教育センター	多目的ホール	ダンス
3	15日(日)		月島スポーツプラザ	第2武道場	ダーツ
4	21日(土)	午前	堀留町区民館	1・2号室	空手
5	6月5日(日)	午後	福祉センター	第1・2会議室	ボッチャ
6	18日(土)	午前	アートはるみ	ギャラリー	テニス
7	19日(日)		十思スクエア	小ホール	ボッチャ
8	7月9日(土)		教育センター	多目的ホール	ダーツ
9	16日(土)	午後	晴海区民館	1～3号室	ボッチャ
10	30日(土)	午前	日本橋社会教育会館	講習室	
11	9月10日(土)	午後	月島社会教育会館	講習室	
12	11日(日)		中央区役所	大会議室	卓球
13	25日(日)		十思スクエア	小ホール	

◎表中「午前」は午前10時～11時、「午後」は午後2時～3時です。

◎(※)が付いている回は手話通訳者を配置します。

地域スポーツクラブ大江戸月島との協働事業です。

問〒104-0052

中央区月島3-3-3

(一社)中央区地域スポーツクラブ大江戸月島事務局

☎070(6980)6899

(土・日曜日の午前10時～午後3時。平日はEメールやHPからお問い合わせください)

FAX(5144)4800

HP<https://oedo.tokyo.jp/>

Econtact@oedo.tokyo.jp



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(住民税非課税世帯分)の確認書提出期限が迫っています

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給し

ています。

対象となりうる世帯には、1月21日以降順次確認書を送付しています。給付金を受け取るには、確認書の提出が必要です。提出期限を過ぎると受け付けできませんので、早めに提

出してください。

提出期限

確認書の発行日(確認書の右上に記載)から3カ月以内

◎新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し家計が急変した世帯が対象となる家計急変世帯分は、9月30日(金)まで郵送または窓口で受け付けています。詳しくはコールセンターにお問い合わせ

わせください。

問・中央区臨時特別給付金コールセンター

☎(3546)5657

・中央区臨時特別給付金専用窓口(区役所1階)
(受付時間(共通):平日午前8時30分～午後5時、水曜日は午後7時まで)

商工業融資のご案内

新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている事業者を支援するため、令和4年度も期限を延長して引き続き新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金を実施します。令和3年度から制度内容に変更はありません。

申し込み要件

下記商工業融資の「申し込み資格」を満たし、かつ、次の①または②のいずれかに該当すること

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が令和元年以降のいずれかの年の同月と比較して減少していること

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が令和元年以降のいずれかの年の1月から12月までの月平均の売上高と比較して減少していること

借換資金(新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金)

資金使途を新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金の借り換えに限定した融資制度を新設します。据置期間や返済期間の見直しにご活用ください。

申し込み要件

下記商工業融資の「申し込み資格」を満たし、かつ、新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金を返済中であること

受付期間：4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

商工業融資の概要

以上の融資を含め、別表1のとおり常時、区内中小企業(個人を含む)を対象に、指定金融機関(別表2のとおり)への融資あっせんと利子の一部補給および保証料補助を行う融資制度を実施しています。

申し込み資格

- 区内で同一事業(東京信用保証協会の保証対象業種)を1年以上営み(創造支援資金融資の場合は1年未満)、都民税(法人)・特別区民税(個人)などの税金を滞納していないこと
- 法人は区内に登録があること
- 事業に必要な許可・認可を受けていること

◎必要書類はご利用になる融資制度および種別によって異なります。

区のホームページやパンフレットなどをご確認ください。

◎ご利用に当たっては予約が必要です。

◎詳しくはお問い合わせください。

信用保険法に基づく認定申請

セーフティネット保証の認定申請を受け付けています。

感染症予防の観点から、原則郵送での申請受け付けとなります。申請に必要な書類とレターパックなどの返信用封筒を合わせて、下記宛て先までご郵送ください。書類審査が終わり次第認定書を返送します。

◎詳しくはお問い合わせください。

予約(問い合わせ)先

〒104-8404

中央区築地1-1-1

商工観光課相談融資担当

☎(3546)5330

別表1

種 別	制度融資名		資金使途	区 分	融資限度額	融資利率	利子補給利率 本人負担利率		返済期間	保証料補助			
							()内は優遇利率 適用時の利率						
継続支援資金融資	運転資金	一般運転資金	運転資金	一般	2,500万円	年1.8%	年0.9% (1.0%)	年0.9% (0.8%)	7年以内 (据え置き6カ月以内を含む)	3分の2			
		区民		2,700万円									
		限度額差額		融資実行額と融資限度額との差額			年1.5% (1.6%)	年0.3% (0.2%)		全額			
				小規模企業資金	一般						1,200万円		
		設備資金		設備資金	区民		1,400万円	年0.9% (1.0%)	年0.9% (0.8%)	3分の2			
					一般		2,600万円						
	3,000万円		年1.5% (1.6%)		年0.3% (0.2%)		9年以内 (据え置き6カ月以内を含む)	全額					
											区民	3,000万円	
										一般	1,200万円		
	区民		1,400万円		年1.75% (1.4%)					年0.05% (0.4%)	2年以内 (据え置き3カ月以内を含む)	全額	
	300万円			年1.3% (1.4%)			年0.5% (0.4%)	11カ月以内 (据え置き1カ月を含む)					
	小規模企業特例緊急運転資金		年1.3% (1.4%)	年0.5% (0.4%)	11カ月以内 (据え置き1カ月を含む)		全額						
	年末特別資金												
	小口資金融資 ※全国統一保証制度(責任共有対象外)	運転資金	一般運転資金	運転資金	2,000万円		年1.8%	年0.9% (1.0%)	年0.9% (0.8%)	7年以内 (据え置き6カ月以内を含む)	3分の2		
限度額差額			融資実行額と融資限度額との差額										
小規模企業資金			一般		1,200万円	年1.5% (1.6%)		年0.3% (0.2%)	全額				
			区民		1,400万円								
設備資金		設備資金	2,000万円			年1.8%	年0.9% (1.0%)	年0.9% (0.8%)	9年以内 (据え置き6カ月以内を含む)	3分の2			
			一般	1,200万円									
			区民	1,400万円	年1.5% (1.6%)		年0.3% (0.2%)	9年以内 (据え置き6カ月以内を含む)				全額	
			一般	1,300万円									
			区民	1,500万円	年1.5% (1.6%)		年0.3% (0.2%)		7年以内 (据え置き6カ月以内を含む)	一般	3分の2		
			融資実行額と融資限度額との差額							区民	全額		
経営改善支援資金		運転資金および 設備資金	融資実行額と融資限度額との差額		年1.7% (1.4%)	年0.1% (0.1%)	7年以内 (据え置き12カ月以内を含む)	全額 (差額分補助)					
限度額差額													
新型コロナウイルス感染症 対策緊急特別資金		運転資金	2,000万円		年1.7% (1.4%)	年0.1% (0.1%)	7年以内 (据え置き12カ月以内を含む)	全額 (差額分補助)					
限度額差額			融資実行額と融資限度額との差額										
借換資金		借換資金	融資残高と同額		年1.5% (1.5%)	年0.3% (0.3%)	7年以内 (据え置き6カ月以内を含む)	3分の2					
創造支援資金		運転資金および 設備資金	1,500万円 (創業前は自己資金の範囲内で必要額の2分の1)										
店舗・工場等小規模再開発資金		設備資金	10,000万円		年0.9% (0.9%)	年0.9% (0.9%)	10年以内 (据え置き6カ月以内を含む)	全額					
創造支援 資金融資	経営改善支援資金	運転資金および 設備資金	一般	1,300万円	年1.8%	年1.5% (1.6%)	年0.3% (0.2%)	7年以内 (据え置き6カ月以内を含む)	一般	3分の2			
			区民	1,500万円					区民	全額			
			融資実行額と融資限度額との差額			年1.7% (1.7%)	年0.1% (0.1%)		7年以内 (据え置き12カ月以内を含む)	全額 (差額分補助)			
	融資実行額と融資限度額との差額		年1.5% (1.6%)	年0.3% (0.2%)								7年以内 (据え置き6カ月以内を含む)	全額 (差額分補助)
	新型コロナウイルス感染症 対策緊急特別資金					運転資金	2,000万円		年1.7% (1.7%)	年0.1% (0.1%)	7年以内 (据え置き12カ月以内を含む)		
	限度額差額	融資実行額と融資限度額との差額					年1.5% (1.6%)	年0.3% (0.2%)				7年以内 (据え置き6カ月以内を含む)	全額 (差額分補助)
	借換資金	借換資金	融資残高と同額			年1.5% (1.6%)			年0.3% (0.2%)	7年以内 (据え置き6カ月以内を含む)	全額 (差額分補助)		
	災害復旧資金	運転資金および 設備資金	一般	1,000万円			年1.1% (1.1%)	年0.7% (0.7%)					6年以内 (据え置き6カ月以内を含む)
			区民	1,200万円		10年以内 (据え置き6カ月以内を含む)			なし				
			団体資金	共同 事業資金			法人	3,000万円			年0.9% (0.9%)	年0.9% (0.9%)	7年以内 (据え置き6カ月以内を含む)
	任意	1,500万円											
	近代化 設備資金	任意				2,500万円							
	区融資一本化		運転資金	2,500万円(融資残額と新規資金500万円までの 合計額の範囲内)									

- ◎利率の()内の数字は、町会加入など、優遇利率適用事業者に対する優遇利率です。
- ◎区民とは、代表者が区民のことをいいます。
- ◎小規模企業資金対象は、資本金1,000万円以下かつ従業員10人以下(卸・小売・サービス業は4人以下)の事業者となります。
- ◎小規模企業資金は、運転資金、運転資金限度額差額、設備資金のいずれかで利用できますが、重複して利用することはできません。
- ◎小口資金対象は、中小企業者のうち従業員20人以下(卸・小売・サービス業は5人以下)であり、区の融資を含めた保証付融資の合計額が2,000万円以下の事業者となります。
- ◎年末特別資金は、10月3日(月)から受け付け開始です。
- ◎繰上償還により保証協会から保証料が返戻された場合は、返戻金のうち区の補助相当額を返還していただきます。返還されない場合は以後の中央区制度融資のご利用はできません。
- ◎融資実行後に法人登記地または事業所が中央区外に移転した場合、移転日移行の利子補給はできません。

別表2 中央区商工業融資指定金融機関

銀 行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、きらばし、横浜、北陸、北國、東日本
信用金庫	朝日、興産、さわやか、東京シティ、芝、西京、西武、城南、昭和、東京、城北
信用組合	文化産業、中ノ郷、大東京、第一勧業
政府系	商工組合中央金庫

◎上記の金融機関の区内店舗で取り扱いをしています。

4月1日から

環境土木部と都市整備部の組織の一部を変更

凡例

お問い合わせ(申込)先
HPホームページアドレス
Eメールアドレス

環境土木部

将来を見据えたまちづくりや土木事業推進体制の整備、新たな総合交通計画に基づく各種施策の推進、ゼロカーボンシティ中央区宣言を踏まえた脱炭素化の実現など、中長期的な取り組みを必要とする諸課題に対応するため、一部組織再編・新設を行い、体制の強化を図ります。

別表

旧		
部 名	課 名	係 名
環境土木部	環境政策課 (再編)	庶務係
		環境計画調整係
		土木計画調整係
		交通対策係
		土木監理係
		都市基盤整備調整担当係長
	環境推進課 (再編)	環境活動係
		温暖化対策推進係
		環境指導係
	水とみどりの課	緑化推進係
		公園河川係
		道路緑化施設係
	道路課	工務係
		道路占用係
		道路台帳係
		まちなみ整備係
		道路保全係
		道路指導担当係長
		日本橋道路事務所
		月島道路事務所
	中央清掃事務所	管理係
		清掃事業係
		作業係
		排出指導係
		晴海事業所調整担当係長

都市整備部

首都高速道路地下化に伴う日本橋川周辺の景観形成、東京高速道路の再生、築地川アメニティ整備構想の実現および周辺地域とのつながりに配慮した築地まちづくりなど、本区の持続可能性を高める取り組みの着実な進展に向け総合調整機能を強化するため、都市活性プロジェクト推

新		
部 名	課 名	係 名
環境土木部	管理調整課 (新設)	庶務係
		計画調整係
		占用係
		道路台帳係
		土木監理係
	交通課 (新設)	交通対策係
		交通計画係
		交通施設係
	環境課 (新設)	環境企画係
		ゼロカーボン推進係
		環境啓発係
		生活環境係
	水とみどりの課	緑化推進係
		公園河川係
		道路緑化施設係
	道路課	工務係
		まちなみ整備係
		道路保全係
		橋りょう施設係
		道路指導担当係長
	中央清掃事務所	管理係
		清掃事業係
		作業係
		排出指導係
		晴海事業所調整担当係長

新		電話番号
主な業務内容		
庶務、文書、予算経理、事務の進行管理、部所管財産の管理	(3546)5402	
公共・公益事業・開発行為などに係る土木事業の計画・調整、土木に関する都市計画、部の工事の計画・調整	(3546)5420	
道路・公園・河川の占用許可、屋外広告物の許可	(3546)5416	
道路の認定・変更・廃止、道路などの境界確定、道路台帳の管理、地籍調査	(3546)5245	
道路・公園・河川の不法占用の監察・指導、土木工事の検査	(3546)5415	
庶務、交通安全対策、放置自転車対策、コミュニティバスの運行、コミュニティサイクルの実施、届け出駐車場の受理、駐車場・駐輪場・船着場などの工事の実施計画および進行管理	(6278)8171	
交通インフラに係る計画および調整	(6281)5064	
駐車場・駐輪場・船着場などの管理運営、駐車場・駐輪場・船着場などの工事および維持	(3546)5443	
庶務、環境施策に係る総合計画の策定・調整、環境影響評価、環境マネジメントシステム、フードドライブ	(3546)5407	
温暖化対策事業の推進、中央区の森	(3546)5406	
環境学習などの環境保全の普及・啓発、環境美化、環境情報センターの管理運営、リサイクルハウスの管理運営、リサイクルの普及・促進	(3546)9592	
環境騒音・環境汚染物質などの測定、水質汚濁・大気汚染などの対策、鳥獣対策、工場・指定作業場の公害防止、特定施設および特定建設作業などの騒音・振動防止、公害関係法律および条例に基づく諸届けの受け付け	(3546)5403	
庶務、公園・児童遊園・河川・街路樹・緑地帯・街路照明・公衆便所など工事の実施計画、緑化事業の推進	(3546)5434	
公園・児童遊園・河川の維持・工事および清掃	(3546)5435	
街路照明・公衆便所の維持・工事および清掃、街路樹・緑地帯などの維持・工事および清掃	(3546)5437	
庶務、道路・橋りょう・電線共同溝などの工事の実施計画および進行管理、詰所などの管理、建設工事統計	(3546)5424	
まちなみ整備係	(3546)5426	
道路などの維持・修繕工事および清掃、掘削道路復旧工事の設計・施行、道路占用工事の監督・立ち会い	(3546)5429	
橋りょう施設係	(3531)1155	
道路指導担当係長	(3546)5429	
管理係	(3562)1522	
清掃事業係	(3562)1523	
作業係	(3562)1521	
排出指導係	(3562)1524	
晴海事業所	(3531)3053	
調整担当係長	(3562)1522	
都市基盤の整備とまちづくりが連携するプロジェクト(以下「都市活性プロジェクト」という)における都心再生に資する総合調整および施策の企画立案	(6278)8249	
都市活性プロジェクトにおける基盤事業に係る総合調整および施策の企画立案	(6278)8310	
建築指導行政に係る調査および調整、私道の指定・変更・廃止、建築統計、住居表示、建設リサイクル法に基づく届け出、工事現場の危害防止の技術的指導、建築物などに起因する相隣関係問題の調整	(3546)5453・5454・5463	
建築物などの確認および検査、許可、認定(要除却認定を除く)、地区計画の推進	(3546)5456・5457・5458	
建築設備の確認および検査、建築物の省エネルギー法の届け出	(3546)5461	
建築物の耐震対策、要除却認定(耐震性不足に限る)	(3546)5459・5460	
違反建築物などの調査および是正指導、特定建築物などの定期調査報告書の審査、要除却認定(耐震性不足を除く)、建築物の防災改修に係る建築指導	(3546)5455・5462	

進室を新設します。また、対応業務の明確化を図るため、建築課の係を再編します。

業務内容

新しい課・係の業務内容は、別表のとおりです。変更になる窓口業務もありますので、ご注意ください。

また、建築や道路などに関する基礎的な情報をご案内する窓口の開設

を予定しています。詳細が決まり次第、ホームページなどでお知らせします。

☎・組織整備に関すること

総務課組織・本庁舎整備等担当

☎(3546)5625

・建築や道路などのご案内窓口に関すること

都市計画課庶務係

☎(3546)5452

年金手帳

は「基礎年金番号通知書」に
★★★★★変わります★★★★★

4月1日から年金手帳が廃止され、基礎年金番号通知書が発行されます。

紛失または毀損した場合を除き、年金手帳を基礎年金番号通知書へ切り替える(再発行を申請する)必要はありません。今までどおりお使いいただけますので、大切にお持ちください。

4月1日以降、国内に住む20歳到達者は、原則20歳の誕生月にご自宅へ基礎年金番号通知書が郵送されます。20歳前に就職し初めて年金に加入された方や公務員など共済組合の年金期間のみの方へは、勤務先を通じて発行されます。

基礎年金番号通知の再発行

第1号被保険者(任意加入者を含む)で区内にお住まいの方が基礎年金番号通知書(または年金手帳)を紛失または毀損したときは、下記のものをご持参の上、区役所4階保険年金課年金係、日本橋・月島特別出張所で再発行の申請ができます。手数料はかかりません。

日本年金機構からご自宅へ約1カ月後に郵送されます。

必要なもの

ご本人申請の場合、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認

書類をご持参ください。基礎年金番号が分かるものがあれば併せてご持参ください。

ご家族などによる代理申請の場合は、他に代理人のマイナンバーカードなどの本人確認書類と委任状が必要です。

◎詳しくはお問い合わせください。

☎保険年金課年金係

☎(3546)5371

中央年金事務所国民年金課

☎(3543)1411(代表)

音声案内②→②

区民カレッジ

2022年度前期分

区民カレッジ入学式

日時

5月13日(金)

・式典

午後2時～2時15分

・基調講演

午後2時30分～3時30分

会場

日本橋公会堂「日本橋劇場」

対象

18歳以上のどなたでも

演題

たくさんの「私」を生きる

講師

法政大学名誉教授 田中優子

定員

400人(申し込み多数の場合は、区民カレッジ生優先の上、抽選)

費用

無料

募集講座(40講座)

別表1～3のとおり

対象

18歳以上の区内在住・在勤・在学者(ただし、別表2のシニアコースのクラブ学習は60歳以上の区内在住者)

◎講座日程や受講料など、詳しくは「中央区民カレッジ講座案内2022年度前期分」をご覧ください。講座案内は区役所8階文化・生涯学習課、各社会教育会館、日本橋・

月島特別出張所などで配布している他、区のホームページからダウンロードすることもできます。

共通

申し込み方法

4月14日(必着)までに往復はがき(1枚につき1人1講座)に①講座番号と講座名(入学式については講座番号は不要)②氏名・ふりがな③郵便番号・住所④電話番号⑤年齢⑥在勤・在学の方は勤務・通学先の名称・所在地・電話番号⑦託児付き講座で託児を希望する方は託児希望月日およびお子さんの氏名・ふりがな・性別・年齢を記入して郵送、または区のホームページの電子申請から申し込む(申し込み多数の場合は抽選)。

◎日時が重複しない講座は複数申し込みます。

託児

入学式と託児のある講座(別表1・3のとおり)は、原則として2歳6カ月以上の未就学のお子さんをお預かりします。1歳から2歳6カ月未満のお子さんも受け付けできますが、託児申し込み状況により、2歳6カ月以上のお子さんを優先します。

☎〒104-8404
中央区築地1-1-1
文化・生涯学習課生涯学習係
☎(3546)5524

「こども安全安心メール」のご利用を

区では、警察や地域の方から連絡のあった不審者の目撃情報などを、携帯電話やパソコンで利用できるメールを介して、小学校・中学校などに通うお子さんの保護者の方にお知らせしています。利用をご希望の方は、随時受け付けていますのでお申し込みください。

◎登録・配信は無料ですが、受信料は自己負担となります。

申し込み方法

多胎児を妊娠されている方への
出産支援祝品の増額

通院などによる負担を軽減するため、母体への負担が特に大きい多胎児を妊娠している方へのお産支援祝品を、4月から20,000円に増額します。

対象者

多胎児を妊娠している方

◎出産日の前日までに申請をする必要があります。

贈呈品

タクシー利用券20,000円分

◎既に10,000円分を受け取っている方には、追加で10,000円分を贈呈します。

申請書類

・申請書

・多胎児を妊娠していることが客観的に確認できるもの(例：複数冊の母子健康手帳を同時に提示)

・申請者の本人確認ができるもの

・委任状(代理人が申請する場合)

申請窓口

・区役所6階子育て支援課

・日本橋・月島特別出張所

・中央区保健所健康推進課

・日本橋・月島保健センター

◎☎に郵送して申請することも可能です。

☎〒104-8404
中央区築地1-1-1
子育て支援課子育て支援係
☎(3546)5350

別表1 まなびのコース

講座番号	講座名	託児	会場
①-1	カレッジデビュー講座	○	築地社会教育会館
①-2	超高齢社会を生き抜く知恵～長寿時代を安心して暮らす～		
①-3	中央区老舗ものがたり(銀座編)	○ (一部除く)	築地社会教育会館 他
①-4	中央区老舗ものがたり(日本橋編)		
①-5	おとなのしゃいかいか～人生100年！安心して過ごすための生活設計～	○	築地社会教育会館
①-6	笑いの伝統芸能～「狂言」を楽しむ～(※1)	○ (一部除く)	築地社会教育会館 他
②-1	あんデコレーションスイーツ講座	○	築地社会教育会館
②-2	華麗なるヴィクトリア時代への誘い		
②-3	花のある生活～お花を使った実用雑貨～		
②-4	スマホ de リビングフォト	-	日本橋社会教育会館
②-5	あなたの知らないアートの世界		
②-6	基本のかぎ針編み～毛糸で編む花と動物のブローチ～		
②-7	日本橋・地図読みワークショップ2022	○	月島社会教育会館
②-8	癒しのアート～五感を使って描く「臨床美術」～		
②-9	武道柔道を活かした運動機能向上講座～心技体の精神で身も心も健康に！～		
②-10	料理の科学	-	アートはるみ
②-11	作って楽しい、愛でて楽しい苔の魅力		
③-1	銀座の本願寺で学ぶ～仏教・歴史・終活～		築地本願寺 GINZA SALON
③-2	見つけよう！自分に合った健康法～腸のこと～	-	
③-3	歌舞伎ものしり講座(※1)	○	築地社会教育会館
③-4	美術の楽しみ～こんなにもある日本の美の宝～	-	DNP銀座ビル
③-5	朝日新聞記者が時事を読み解く～アフターコロナの私たち～		朝日新聞東京本社
③-6	海外情勢 アジアの情勢と英国のEU離脱		築地社会教育会館
③-7	三重の宝「世界遺産 熊野古道伊勢路」	○	三重テラス
③-8	東京証券取引所「JPXアカデミー」資産運用講座(※1)		築地社会教育会館
③-9	抗糖化で老けない、病まない体になる		同志社大学 東京サテライトキャンパス
③-10	建築に見るものづくりの歴史～建築の歴史探訪～	-	清水建設(株)本社
③-11	ピラティスで心地よい体づくり		「Zoom」で実施するオンライン講座
③-12	徳川家康の城		
③-13	中学英語で伝える日本！(※2)		
③-14	英語で紹介する日本(※3)	-	「Zoom」で実施するオンライン講座
③-15	日記資料を通して知る江戸時代旗本の家族と生活		
③-16	初心者のための音楽理論入門「音楽の感動のひみつ」～音階と旋律の感動の理由を研究する～		

(※1)初めて受講される方を優先の上、抽選します。
(※2)基礎～初級レベル(簡単な会話が理解でき、身近な話題であれば応答ができる。英検：3級～準2級、TOEIC：400～500点程度)の運用力をお持ちの方が対象です。
(※3)中級レベル(通常会話であれば要点を理解し、応答にもそれほど不自由しない。英検：準2級～2級、TOEIC：500点台～)の運用力をお持ちの方が対象です。

別表2 シニアコース クラブ学習

講座番号	講座名	託児	会場
ク-1	いきいき健康づくり体操	-	築地社会教育会館
ク-2	はじめてのデジカメ		築地社会教育会館 他
ク-3	切り絵 入門		築地社会教育会館
ク-4	心のメロディーを歌う		
ク-5	古典を読む「白子屋お熊の犯罪」		

別表3 区民企画講座

講座番号	講座名	託児	会場
区民①	ようこそ「あんこ菓子」の世界へ～古くて新しい“あんこ”の魅力～	○	日本橋社会教育会館
区民②	モダンガールに魅せられて～大正時代を生きる人～		築地社会教育会館

◎区民企画講座は、申し込み多数の場合は区内在住者優先の上、抽選します。

凡例

お問い合わせ(申込)先

HP

ホームページアドレス

Eメールアドレス

(5)

春の全国交通安全運動 4月6日(水)～15日(金)



「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」をスローガンに春の全国交通安全運動が実施されます。

運動の重点

子供を始めとする歩行者の安全確保

道路を横断する際は、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは信号機に従うこと、横断する際には車が来ていないか、また横断中も車両を確認するなど安全を確かめて横断することを心掛けましょう。

歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

運転者の歩行者等への保護意識の向上

車を運転するときは、交通ルールを順守し、「思いやり、ゆずり合い」の気持ちを持って安全運転を心掛けましょう。横断歩道は歩行者優先です。横断しようとする人がいるときは、横断歩道の手前で一時停止をして、横断する人に道を譲りましょう。横断歩道付近に人がいるときは、すぐに停止できる速度で安全確認をしましょう。

飲酒運転等の根絶

飲酒運転は「犯罪」です。ドライバーは、「お酒を飲んだら、運転しない」「運転するならお酒を飲まない」こと、家庭や職場では、「飲酒運転をさせない」こと、お店では、「運転する人には、お酒を提供しない」ことを徹底しましょう。

妨害運転の防止

妨害運転(いわゆる「あおり運転」)は「犯罪」です。あおり運転をしてはいけません。あおり運転を受けたときは、安全な場所に避難して車外に出ずに110番通報してください。ドライブレコーダーの活用や、思いやり・譲り合いの気持ちを持った運転を心掛けましょう。

高齢運転者の交通事故防止

ベテランドライバーであっても加齢に伴い身体機能が変化します。衝撃被害軽減ブレーキなどを搭載した安全運転サポート車の利用をご検討ください。また、運転に不安を感じた場合は、運転免許証の自主返納について家庭内で話し合いましょう。後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

自動車に乗ったら前席も後席もシートベルトを着用しましょう。

チャイルドシートを着用していても、車両への取り付け固定が不十分であったり、正しく座らせなかった場合には、チャイルドシート本来の機能が発揮できないことがあります。お子さんの体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう。

自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

自転車は、車と同じ「車両」です。スマートフォンを使用しながらの運転や暴走行為は絶対にやめましょう。業務運転中の自転車も、交通ルールを順守し、安全運転を心掛けてください。

子供も大人も自転車用ヘルメットを着用しましょう。

定期的な点検・整備を受け、損害賠償保険への加入状況を確認しましょう。

◎区では、TSマーク取得費用の助成を行っています。

二輪車の交通事故防止

二輪車の単独事故や右直事故が多く発生しています。速度超過が事故につながりやすいので、スピードを

控え、ゆとりを持った運転を心掛けましょう。

ヘルメットの顎ひもをきちんと結束し、胸部プロテクターを着用しましょう。

中央区交通安全日

毎月10日(10日が土、日曜日にあたる月は直前の金曜日)を「中央区交通安全日」と定め、「一日交通安全運動の日」と位置付けて、関係機関・団体などが連携し、交通安全活動の推進および交通事故の抑止を図ります。

「ながらスマホ」は大変危険です

歩行中や自転車運転中の「ながらスマホ」は、自分自身が思っている以上に危険な行為です。スマートフォンや携帯電話を使うときは、周囲を確認しながら立ち止まり、通行の妨げにならない安全な場所で操作しましょう。

☎交通課交通対策係

☎(6278)8171

医療相談窓口

～専用電話で相談を受け付けています～

自分や家族が受けた診断や治療、薬など医療に関しての不安や疑問はありませんか。

「医療相談窓口」では、さまざまな医療に関する相談などをお受けするとともに、解決の糸口を探すお手伝いをしています。

受付日時

月～金曜日(土・日曜日、祝日・休日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時

業務内容

- ・専任の相談員(看護師)が医療に関する相談や、区内の診療所・歯科診療所などに関する苦情および相談をお受けします。
- ・患者さんと診療所・歯科診療所などとの信頼関係の構築を支援します。
- ・中立的な立場から相談業務を行い、問題解決に向けた助言を行います。
- ・相談に当たっては、相談者のプライバシーを保護し、相談により不利益を被ることがないようにします。

例えばこんな時に

- ・自宅付近の医療機関を知りたい。
- ・医療についてどこに相談したら良いのか分からない。
- ・医師や看護師などの職員の対応が気になる。
- ・治療についての説明を受けたが、その内容が分からない。
- ・薬の説明が分からない。

◎医療行為における過失や因果関係の有無・責任の所在を判断・決定したり、診療所・歯科診療所などとの紛争の介入や調停はできません。また、医療機関の良しあしの判断や評価もできません。

相談専用電話

☎(3545)1875

◎病院(病床数が20床以上の医療機関)に関しては、東京都医療安全支援センターにご相談ください。

東京都医療安全支援センター(患者の声相談窓口)

☎(5320)4435

☎中央区保健所生活衛生課医事薬事係

☎(3541)5937

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 中央区の記録」の発行

昨夏に開催された東京2020大会における中央区の取り組みなどをまとめた報告書を作成しました。

平成25年9月の東京開催決定から、東京2020大会の開催までの約8年にわたって、区民、団体、企業の方々と共に中央区一体となって大会気運の醸成、地域の活性化、まちづくり

などに取り組んだ記録を掲載しています。

報告書は、区のホームページからダウンロードできる他、区内図書館、区役所1階情報公開コーナーで閲覧できます。

☎政策企画課政策企画担当

☎(3546)5213

ボランティア保険加入手続きのご案内

(継続・新規)

「中央区ボランティア保険」制度は、ボランティア活動中の思わぬ事故で生じた損害に備えるため、保険料を全額区が負担して加入するものです。

保険加入(継続・新規)の申し込みを、次のとおり受け付けます。

対象(被保険者)

ボランティア団体の代表者または指導者

保険内容

別表1のとおり

保険期間

6月1日(中途加入の場合は、承

認された日)～令和5年6月1日

保険料

無料

保険加入の方法

継続加入、新規加入ともに4月4日(月)から5月6日(金)までに、団体の代表者が、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、申し込む(中途加入は随時受け付け)。

申込用紙の配布場所・申込先

別表2のとおり

☎総務課総務係

☎(3546)5233

別表1

	補償の種類	補償限度額
損害賠償責任保険	対人の賠償	1人 1億円 1事故 2億円
	対物の賠償	1事故 500万円(保管物の場合300万円)
傷害保険	死亡保険金	1,000万円
	後遺障害保険金	30万～1,000万円
	入院保険金	日額 3,000円(180日限度)
	通院保険金	日額 2,000円(90日限度)

別表2

団体(活動)の種類	担当窓口	電話番号
青少年の健全育成活動および社会教育活動を行う団体	文化・生涯学習課青少年係	(3546)5304
町会・自治会関係	地域振興課地域事業係	(3546)5339
乳幼児の健全育成活動を行う団体	子育て支援課子育て支援係	(3546)5350
障害のある方に対する援助活動を行う団体	障害者福祉課障害者福祉係	(3546)5389
高齢者クラブ、高齢者に対する援助活動を行う団体	シニアセンター	(3531)7813
資源再利用活動を行う団体	中央清掃事務所清掃事業係	(3562)1523
交通安全活動を行う団体	交通課交通対策係	(6278)8171
上記以外の団体	活動の関連部課	

令和4年度 健康診査・がん検診



5月から健康診査・がん検診を実施します。健(検)診内容などについては別表1・2のとおりです。

対象の方には、別表3のとおり順次「がん検診等受診券」を送付します。この期間より早く受診したい方は別表1

連絡ください。

費用
無料(ただし、精密検査および健診内容以外の検査は受診者負担)
◎健康保険組合が実施する特定健康診査を区の健診実施医療機関で受

診する場合は、追加項目(別表4)を合わせて受診できます(区の健診期間中のみ)。ご希望の方は、特定健康診査を受診する医療機関にお問い合わせください。

◎50歳以上偶数歳の方の胃がん検診

の検査方法は、「胃部エックス線検査」または「胃内視鏡検査」のいずれかを選択して受診することができます。

☎福祉保健部管理課保健係
☎(3546)5397

健康診査など		対 象	主な検査内容	備 考
特定健康診査		40～74歳の中央区国民健康保険加入者(※1)	身体計測、血圧、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査など	対象の方には別表3のとおり区から受診券を送付しますので、申し込みは不要です。
	検査データ活用健診(※2)	上記に該当する方で、おおむね3カ月以内に人間ドック、または事業者による健診を受診した方		
高齢者健康診査		75歳以上の方		
健康診査		40歳以上の生活保護受給中の方、中国残留邦人の方など		
フレイル予防健診		65歳以上の方 (フレイル予防事業判定は要介護・要支援の方は除きます)	フレイル予防チェックリストによる健康状態や食習慣、運動習慣などの質問と健診を行います。これらに基づきフレイル予防事業判定を行います。	

(※1)4月2日以降に中央区国民健康保険に加入した方は「健康診査」となります。

(※2)検査データ活用健診は、人間ドック、または事業者による健診の検査結果を活用することで、特定健康診査の検査内容を一部省略できます(人間ドック、または事業者による健診の検査結果を区へ提出することの同意が必要です)。

◎会社の健康保険に加入している40歳以上の方(被扶養者を含む)は、区の健康診査を受診できません。勤務先または加入している健康保険組合などにお問い合わせください。



がん検診など	対 象	主な検査内容	備 考
胃がん検診	エックス線検査	35～49歳の方 51歳以上奇数歳の方 ◎36～39歳は申込制	問診、胃部X線撮影(バリウム検査)
	内視鏡検査	50歳以上偶数歳の方 ◎エックス線検査と内視鏡検査のいずれかを選択	問診、胃内視鏡検査
肺疾患(肺がん等)検診	40歳以上の方	問診、胸部X線撮影、 ^{かくたん} 略痰細胞診(医師が必要と判断した方)	対象の方には別表3のとおり受診券を送付します。
大腸がん検診		問診、便潜血検査(便自宅採取2日法)	
前立腺がん検診	55歳以上の男性	問診、血液検査	
肝炎ウイルス検査	40歳以上で過去に中央区の肝炎ウイルス検査を受診していない方	問診、血液検査(B・C型肝炎)	対象の方には別表3のとおり区から受診券を送付しますので、エックス線検査と内視鏡検査のいずれかを選択して受診してください。
骨粗しょう症検査	40歳以上の偶数歳の女性	問診、X線または超音波での検査	
眼圧検査	40歳以上の5歳節目の方	問診、空気眼圧計での検査	
子宮がん検診	20歳以上の偶数歳の女性 21歳以上の奇数歳で前年度未受診の女性	問診、視診、 ^{けいぶ} 頸部細胞診、内診、 ^{けいぶ} 体部細胞診(医師が必要と判断した方)	20～78歳の偶数歳の方には、4月下旬に受診券を送付しますので申し込みは不要です。それ以外の対象の方は、電話または電子申請でお申し込みください。
乳がん検診	36歳以上の偶数歳の女性 37歳以上の奇数歳で前年度未受診の女性	問診、視触診、マンモグラフィー検査(乳房X線撮影)	36～78歳の偶数歳の方には、4月下旬に受診券を送付しますので申し込みは不要です。それ以外の対象の方は、電話または電子申請でお申し込みください。また、検診機関により申し込み方法が異なります。詳しくは「区のおしらせ ちゅうおう」4月21日号でお知らせします。

◎年齢は令和5年3月31日時点の年齢です。

別表3 受診券発送時期と受診期間

誕生月	受診券 発送時期	受診期間
4月～7月	5月上旬	5月～9月
8月～11月	6月下旬	7月～11月
12月～3月	8月下旬	9月～1月

別表4 中央区の追加項目

心電図検査	
眼底検査	
血液生化学検査	血清クレアチニン(eGFR)
一般血液検査	赤血球数
	血色素量
	ヘマトクリット値
血液生化学検査	総コレステロール
	血清アミラーゼ
	尿酸
	尿素窒素
	鉄
一般血液検査	血清アルブミン
	白血球数
尿検査	潜血
健康相談	

◎太枠については、医師が必要と認めたときは健康保険組合などの特定健康診査として実施されます。それ以外の場合は区の追加項目として実施します。

親と子のふれあいブックスタート



赤ちゃんと保護者が、絵本の読み聞かせを通してコミュニケーションを図るとともに、読書のきっかけとなるよう、赤ちゃん向けの絵本1冊を無料で配布します。

対象
区内在住の0歳児と保護者

配布方法
中央区保健所から郵送される3～4カ月児健診の通知に同封されている引換券を、図書館へご持参ください。

なお、通知の発送後に転入された対象の方は、図書館のカウンターで専用の用紙にご記入いただきます。

◎本人確認のため、お子さんの健康保険証の提示をお願いします。

◎満1歳の誕生日までに引き換えてください。

◎図書館では毎月「ブックスタートおはなし会」を実施しています。詳しくは、各図書館にお問い合わせください。

☎京橋図書館
☎(3543)9025
日本橋図書館
☎(3669)6207
月島図書館
☎(3532)4391

「中央区かえで学級」学級生の募集

知的障害のある方を対象に、学校卒業後の生涯学習の場として、中央区かえで学級を開設しています。

社会の中で自立して生きていく力を身に付けることを目的として、施設見学の他、華道・手芸・運動部に分かれての活動、電車ハイク、宿泊研修会などを行っています。さらに、他区の学級との合同レクリエーションなど、さまざまな学習機会を提供しています。

日時
5月15日から令和5年3月12日までの日曜日(月2回程度で、年間19

回うち宿泊2回の計21日開催)
午前9時30分～午後3時30分
◎学習内容によって変動があります。

会場
主に銀座中学校

対象
原則15歳以上(中学生を除く)の知的障害のある方で、区の特別支援学級(心身障害学級)の卒業生、または区内在住・在勤者

◎随時見学・申し込みを受け付けています。

☎文化・生涯学習課生涯学習係
☎(3546)5524

いきいき館(敬老館)

春のおすすめ講座

いきいき健康麻雀教室入門講座

日

5月7日から8月27日までの毎週土曜日 計17回
午後1時～4時

場

いきいき桜川 トレーニングルーム

内

麻雀を楽しく学んで脳トレや認知症予防につなげます。

定

12人(未経験者に限ります。申し込み多数の場合は抽選)

申

4月20日(水)までに館内窓口で申し込む(電話申し込み不可)。

◎抽選結果は、4月22日(金)以降館内に掲示します。

歴史探索教室

日

4月10日から9月25日までの毎月第2・第4日曜日 計12回
午前10時30分～正午

場

いきいき浜町 教養室

内

中央区のいろいろな歴史を学びます。

定

12人(先着順)

◎当日、直接会場へお越しください。

脳活性化教室

日

4月4日(月)以降毎月第1・第3月曜日 計24回
午後1時15分～2時15分

場

いきいき勝どき 大広間

内

さまざまなゲームや簡単な運動を合わせて行うことで脳の活性化を図ります。

定

15人(先着順)

◎当日、直接会場へお越しください。

共通

対

60歳以上の区内在住者

費無料

◎利用の際は登録が必要です。初めてのの方は、健康保険証などを持参し各いきいき館で手続きをしてください。

問

勤労者のためのパソコン講座(Excel基礎)

日

5月16日(月)～20日(金) 計5回
午後6時30分～8時30分

場

ハイテクセンターパソコン研修室

対

中小企業に勤務する区内在住・在勤者でマウス操作および文字入力操作のできる方

内

Windows10を使用して、Excel 2019の基本技能習得を目指します。
・Excelの概要
・表の作成と編集
・計算式と関数の設定
・表のレイアウト設定 など

定

20人(申し込み多数の場合は抽選)

費

6,000円

申

4月15日(必着)までに往復はがきに①～⑤(8面記入例参照)⑥勤務先(名称・所在地・電話番号)を記入して申し込む。

問

勤労者のための上手な話し方セミナー

日

5月11日～6月8日の毎週水曜日 計5回 午後6時30分～8時30分

場

築地社会教育会館3階第3洋室

対

中小企業に勤務する区内在住・在勤者

内

ビジネスで活用できる、魅力ある話し方・コミュニケーション技法の習得
・相手に伝わる声・話し方
・好感度をアップする話し方とボイストレーニング
・魅力的な話し方と表現力をアップするテクニック
・人を引きつける話し方と傾聴力・質問力
・スピーチやプレゼンの成功法

定

24人(申し込み多数の場合は抽選)

費

1,000円

申

4月13日(必着)までに往復はがきに①～⑤(8面記入例参照)⑥勤務先(名称・所在地・電話番号)を記入して申し込む。

問

〒104-0061
中央区銀座4-9-8 NMF 銀座四丁目ビル2階
レッツ中央(中央区勤労者サービス公社)
☎(3546)8610

バスツアー

さくらんぼ狩りとスイートコーン「きみひめ」収穫体験

日

6月18日(土)

・集合 午前7時15分
レッツ中央隣接の三原橋地域安全センター(旧銀座三原橋交番)前

・解散 午後5時(予定)

【行き先など】

・旬果市場(とうもろこし収穫体験)

・桔梗信玄餅工場テーマパーク(見学・買い物)

・フルーツパーク富士屋ホテル(昼食)

・塩山中山農園(さくらんぼ狩り食べ放題)

◎旅行業者の添乗員が同行します。

対

中小企業に勤務する区内在住・在勤者と同居家族

定

43人(申し込み多数の場合は抽選)

費

大人 7,800円
小人(3歳～小学生) 5,500円

◎バス代、さくらんぼ狩り代、とうもろこし収穫体験代、昼食代などを含みます。

申

4月28日(必着)までにはがき(1グループ4人まで1枚限り)に「バスツアー」と明記の上、①代表者の氏名・住所・電話番号・勤務先(名称、所在地、電話番号)②参加人数と全員の氏名・年齢を記入して申し込む。

【旅行企画・実施】

(株)緑トラベル(東京都知事登録旅行業第2-7639号)

◎本バスツアーはレッツ中央の助成事業です。

問

〒160-0017
新宿区左門町3-1 左門イレブンビル1階
(株)緑トラベル「レッツ中央」係
☎(6380)1615
(受け付けは平日の午前9時～午後6時)

映画鑑賞会

日

4月16日(土)

午後2時～(午後1時30分開場)

場

日本橋図書館6階図書館ホール

対

小学生以上

【上映作品】

「次郎長三国志」(邦画、126分)

定

20人(先着順)

費無料

申

4月4日(月)から12日(火)までに電話で申し込む。

◎4月11日(月)は休館日です。

◎1回の申し込みで2人分まで申し込みができます。

◎申し込みの際は、申込者全員の氏名と代表者の連絡先が必要です。

◎作品の概要については、お問い合わせください。

問

日本橋図書館
☎(3669)6207

発展的天文講座

電波でさぐる星と惑星の誕生

日

4月10日(日)

午後4時～4時50分(途中入退場不可)

場

タイムドーム明石プラネタリウムホール

対

どなたでも

内

星と惑星の誕生の謎について、最新の電波望遠鏡「アルマ」による観測結果などをご紹介します。

【講師】

国立天文台 天文情報センター 平松正顕

定

80人(先着順)

タイムドーム明石プラネタリウム

春の一般投影

【投影期間】

4月1日(金)～5月29日(日)

【投影内容など】

別表のとおり。投影スケジュールおよび投影休止日は、ホームページをご覧ください。

【休館日】

毎週月曜日(祝日・休日の場合は

©青山剛昌／小学館・読売テレビ・TMS 1996

コナン

©2010 あきやまだし／はなかつぱプロジェクト

ばやんぱ

©SAN-X CO.,LTD. ALL RIGHTS RESERVED.

リラックマのプラネタリウム

別表

番組名など
名探偵コナン 灼熱の銀河鉄道
プラネタリウム はなかつぱ 花さけ!パッカ〜ん 宇宙旅行
リラックマのプラネタリウム
「星空教室」 当日の星空に加え、毎月異なるテーマを設けて、宇宙や天文の話題を分かりやすくお届けします。
「ヒーリングプラネタリウム」 第1・3・5週はアロマの香りに包まれて、第2・4週はヨガで1週間の疲れを癒しませんか。星空の解説もあります。
「親子でプラネタリウム」 小さなお子さんやプラネタリウムが初めての方への解説員による星空のお話です。(第2土曜日のみ)

費無料

◎入場券を当日午前10時から6階受付で配布します。

◎やさしい天文講座および発展的天文講座(異なる回)のチケットを5枚集めて受付で提示した方には、記念品を差し上げます。

問

郷土天文館「タイムドーム明石」
☎(3546)5537

認知症予防講座

おしゃれで脳トレ「あなたが輝けば脳も喜ぶ」

日

4月20日(水)

午後6時30分～8時30分

場

築地社会教育会館2階講習室

対

中小企業に勤務する区内在勤者と同居家族および区内在住者

内

認知症予防には何をすれば良いのか、おしゃれをすることが認知症予防にどう役立つのかを、実技を交えながらお話しします。

【講師】

日本認知症予防学会 認知症予防専門士 岩井 ますみ

定

40人(先着順)

費無料

申

4月5日(火)から13日(水)までに電話、ファクスまたはEメールで①～⑤(8面記入例参照)⑥勤労者の方は勤務先(名称・所在地・電話番号)を記入して申し込む(受け付けは午前8時30分～午後5時)。

問

レッツ中央(中央区勤労者サービス公社)
☎(3546)8610
FAX(3546)8406
ekinro@chuo-tokyo.com

開館、翌平日休館

場

タイムドーム明石プラネタリウムホール

対

どなたでも

費

300円(未就学児無料、区内小中学生は「中央区立スポーツ施設等子ども無料利用者証」提示により無料)

◎チケットは当日10時から発売します(事前予約は行っていません)。

問

食品衛生出前講座

保健所の食品衛生監視員が皆さんのご要望に合わせて食品衛生に関するさまざまなテーマでお話をします。町会・自治会、PTAの集まりや団体・サークルの勉強会などにご利用ください。

日 平日、午前9時～午後5時の1時間程度(これ以外の日時を希望される場合は要相談)

場 区内(会場は受講者が用意してください)

対 区内在住・在勤者(おおむね10人以上のグループ)

内 受講者のご希望に応じます。

【具体的なテーマ例】

- ・ノロウイルスによる食中毒の予防
- ・親子で学ぼう手洗いの大切さ
- ・食肉の生食について
- ・シルバー世代の食品衛生
- ・食品の表示について
- ・家庭での食中毒予防全般について

費 無料

申 電話で申し込む。

◎希望により簡単な検査器材を使用した「正しい手洗い方法」の体験もできます。

問 生活衛生課食品衛生第二係
☎(3546)5399



スポーツ指導者養成セミナー

日 6月2日～7月11日(6月20日を除く)の毎週月・木曜日(普通救命講習の回のみ土曜日に実施)計12回

税

インボイス制度説明会

令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に関する説明会を開催します。

【日程など】

別表のとおり
申 参加を希望する回の税務署に電話で申し込む。

◎来場には、公共交通機関をご利用別表

会 場	日本橋税務署6階会議室 (日本橋堀留町2-6-9)		京橋税務署4階会議室 (新富2-6-1)	
	日 時	定 員	日 時	定 員
日本橋税務署6階会議室 (日本橋堀留町2-6-9)	4月15日(金)	午後2時～3時	4月21日(木)	午前10時30分～11時
	5月12日(木)		5月17日(火)	午後2時～2時30分
	6月10日(金)		6月7日(火)	午前10時30分～11時
	7月7日(木)		7月25日(月)	午後2時～2時30分
	8月8日(月)		8月23日(火)	午前10時30分～11時
	9月8日(木)		9月14日(水)	午後2時～2時30分
各40人(先着順)			各50人(先着順)	

国保・年金

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給適用期間の再延長

新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため出勤することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に

午後6時30分～8時30分(普通救命講習の回のみ午前9時～正午または午後2時～5時)

場 区役所 他

対 原則18歳以上の区内在住・在勤者で区内のスポーツ指導者を目指す方(高校生を除く)

内 「中央区のスポーツ振興」、「普通救命講習」の他、スポーツ指導者として必要な知識を学びます。

◎セミナー修了者は、スポーツ指導補助者として登録し、区の実施するスポーツ教室などの補助をすることにより、将来のスポーツ指導者を目指すことができます。

【講師】

聖路加国際病院整形外科スポーツ総合医療センター医長

田崎 篤 他

定 50人(申し込み多数の場合は抽選)

費 無料(普通救命講習の回のみテキスト代を自己負担)

申 4月22日(消印有効)までに区役所8階スポーツ課、日本橋・月島特別出張所、各図書館、各社会教育会館、月島スポーツプラザ、総合スポーツセンター、月島運動場、豊海テニス場にある申込書に記入し、スポーツ課へ持参、郵送またはファクスで申し込む(電子申請も可)。

◎要項、申込書は区のホームページからダウンロードすることもできます。

問 〒104-8404

中央区築地1-1-1
スポーツ課スポーツ事業係

☎(3546)5531
FAX(3546)9561

ください。

◎インボイス制度については、国税庁ホームページをご覧ください。

問 日本橋税務署法人課税第2部門

☎(3663)8451(内線433)

京橋税務署法人課税第2部門

☎(4434)0011(内線2424)

◎税務署の代表電話から音声案内で2番を選択してください。

HP 国税庁
https://www.nta.go.jp/



国民健康保険料の納入通知書は6月に送付

令和4年度の国民健康保険料は、前年の所得が確定する6月に算定し通知します。

口座振替や納付書で納めていただく普通徴収の場合、お支払いは6月から翌年3月までの10期割となります。

また、年金からの天引きとなる特別徴収の場合、4・6・8・10・12・2月の年金受給月に徴収します。特別徴収に該当する世帯には、3月中に仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

4・6・8月のお支払いは仮徴収といい、暫定的に令和3年度の保険料額を基に計算した額を天引きします。6月に確定する令和4年度の保険料額から、4・6・8月に仮徴収した合計額を差し引いた残りを10・12・2月に本徴収として天引きします。

◎国民健康保険料は前年の所得を基に算定するため、所得の申告をすることで保険料が軽減される場合があります。

◎前年に所得が無かった方なども、所得の申告をお願いします。

問 保険年金課資格係
☎(3546)5362

後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月に送付

令和4年度の後期高齢者医療保険料は、前年の所得が確定する7月に算定し通知します。

口座振替や納付書で納めていただく普通徴収の場合、お支払いは7月から翌年3月までの9期割となります。

また、年金からの天引きとなる特別徴収の場合、4・6・8・10・12・2月の年金受給月に徴収します。特別徴収に該当する方には、4月中に仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

4・6・8月のお支払いは仮徴収といい、暫定的に前年度の保険料額を基に計算した額を天引きします。7月に確定する令和4年度の保険料額から、4・6・8月に仮徴収した合計額を差し引いた残りを10・12・2月に本徴収として天引きします。

◎後期高齢者医療保険料は前年の所得を基に算定するため、所得の申告をすることで保険料が軽減される場合があります。

◎前年に所得が無かった方なども、所得の申告をお願いします。

問 保険年金課資格係
☎(3546)5362

令和4年度国民年金保険料のお知らせ

令和4年度の国民年金保険料は次のとおりです。

・定額保険料
月額 16,590円

・付加保険料込
月額 16,990円

【納付書の送付】

令和4年度の国民年金保険料の納付書は、日本年金機構から、4月1日(金)以降に送付します。

納付書が届かない場合は、中央年金事務所へご連絡ください。

【納付場所】

金融機関、郵便局または納付書に記載されているコンビニエンスストアで納めてください(1回の支払額が30万円を超える場合はコンビニエンスストアでは納められませんので、ご注意ください)。

【付加保険料(付加年金)とは】

第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に、付加年金が上乗せされます。

付加年金の年間受取額は、200円×付加保険料納付月数です。2年間受け取ると、納めた保険料と同額になります。受取額は定額で、物価スライド(増額・減額)はありません。

◎付加保険料の納付は、申し込み月分からです。

◎付加保険料の申し込みは、区役所4階保険年金課または日本橋・月島特別出張所でできます。

◎国民年金基金に加入中の方は付加保険料を納付できません。

【便利でお得な制度のご案内】

保険料をまとめて前払いすると割引となる「前納制度」があります。また、納め忘れの心配がない口座振替や、クレジットカード納付もご利用いただけます。

◎詳しくはお問い合わせください(前納、口座振替、クレジットカード納付に関することは中央年金事務所にお問い合わせください)。

問 保険年金課年金係

☎(3546)5371

中央年金事務所国民年金課

☎(3543)1411(代表)
音声案内②→②

学生の皆さんへ 国民年金の学生納付特例制度

20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定基準以下の場合には、申請により承認されると、在学中の保険料の納付が猶予されます(一部対象にならない学校があります)。

学生納付特例が承認された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。ただし、老齢基礎年金の受給に当たっては、保険料を納めた期間(免除(一部免除の場合は免除された残りの保険料を納めている必要があります)・納付猶予・学生納付特例期間などを含む)が10年以上あることが必要です。また、障害・遺族基礎年金の受給には一定の要件が必要です。

なお、10年以内に保険料を納付(追納)しない場合、老齢基礎年金の受給額に学生納付特例期間は反映されません。

また、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは、当時の保険料額に経過した期間に応じた一定の額が加算されます。

◎ご本人以外の申請の場合は、必ず委任状が必要になります。

◎詳しくはお問い合わせください。

問 保険年金課年金係

☎(3546)5371

中央年金事務所国民年金課

☎(3543)1411(代表)
音声案内②→②

国民健康保険の主な給付

療養の給付

医療機関の窓口で保険証(国民健康保険被保険者証)を提示すれば、年齢などに応じた一部負担金を支払うことで診療や投薬を受けることができます。保険が適用される医療費のうち被保険者の一部負担金を除いた費用を国民健康保険が負担します。
[一部負担金の割合]

- ・小学校入学前の被保険者 2割(6歳到達後最初の3月31日までは、乳幼児医療費助成制度により、一部負担金が助成されます)
- ・小学校入学後から69歳までの被保険者 3割(15歳到達後最初の3月31日までは、子ども医療費助成制度により、一部負担金が助成されます)
- ・70歳以上75歳未満の被保険者 2割(ただし、一定以上の所得の方は3割)

入院時食事療養費

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食当たり標準負担額が自己負担となり、残りは国民健康保険が負担します。

住民税非課税世帯などの方には標準負担額の減額制度がありますので、入院する際はお問い合わせください。

療養費

緊急のときなど、やむを得ず保険証を提示しないで診療を受けた場合、海外旅行中に医療機関で治療を受けた場合またはコルセットなどの治療用補装具代などを支払った場合は、区へ申請すると、審査で決定された費用から一部負担金を除いた額を世帯主に支給します。

高額療養費

被保険者の方が、同じ月内に同じ病院などに支払った一部負担金(室料差額、食事代など保険外負担を除く)が自己負担限度額(世帯課税状況・医療費によって異なる)を超えた場合、その超えた額を世帯主に支給します。該当する世帯には、診療を受けた月の3～4カ月後に申請書類を送付します。

限度額適用認定証(別途申請が必要)をお持ちの方は、それを医療機関の窓口で提示すれば、月々の支払いが自己負担限度額までとなります。

その他の給付

出産育児一時金

被保険者が出産した(妊娠85日以上の死産・流産を含む)場合は、出産育児一時金として420,000円を支給します。

被保険者の同意があれば、国民健康保険から医療機関に支払いますので、区への申請は必要ありません。ただし、出産費用が420,000円未満の場合は差額が支給されますので、区に申請してください。必要な書類についてはお問い合わせください。

なお、他の健康保険から支給される方は、国民健康保険では支給されませんのでご注意ください。

葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬儀を行った方に葬祭費70,000円を支給します。
◎申請の際に必要な書類についてはお問い合わせください。また、申

請期限(2年)が定められていますので、お早めに申請してください。

国民年金課給付係

- ☎(3546)5360
- ・乳幼児医療費助成制度・子ども医療費助成制度について
- 子育て支援課子育て支援係
- ☎(3546)5350

退職や就職のときなど国保の届け出を忘れずに

退職したときや、就職して職場の健康保険に加入したときなど、次のような場合は、14日以内に届け出ることが必要です。

[国保加入の届け出]

- ・退職などにより、職場の健康保険をやめた方で、他の健康保険に加入しないとき
- ・中央区に転入したとき(職場の健康保険などに加入していない場合)
- ・生活保護を受けなくなったとき
- ・子どもが生まれたとき

[国保をやめる届け出]

- ・就職などにより、職場の健康保険に加入したとき
- ・他の健康保険の被扶養者になったとき
- ・中央区から転出するとき
- ・生活保護を受けることになったとき
- ・死亡したとき

[その他]

区内での転居、世帯の分離や合併、世帯主変更などで、住所・氏名・世帯主などが変わったとき

保険料の賦課決定の期間制限

保険料には賦課決定の期間制限が設けられています。これにより、原則として年度の最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後は、賦課の決定および変更ができません。

[国保加入の届け出が遅れると]

保険料は加入した月から発生するため、保険料を加入月までさかのぼって(最長2年)納めていただく必要があります。

[国保をやめる届け出・所得の申告が遅れると]

国保をやめる届け出や、過年度分の所得の申告および修正申告が遅れて、賦課決定の期間制限に該当すると、納付した保険料をお返しできない場合がありますのでご注意ください。該当される方は速やかに手続きをお願いします。

国民年金課資格係

- ☎(3546)5362

産前産後期間は国民年金保険料が免除になります

[免除期間]

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間。なお多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

ただし、平成31年4月分以降が免除対象となりますので、出産日が令和元年5月1日以前の方は、免除期間が1～3カ月になります。

また、産前産後免除期間は国民年金保険料納付済み期間に算入され、付加保険料を納付することもできます。

[対象者]

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方(任意加入の方は該当しません)

なお出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいい、死産、流産、早産された方を含みます。

[届け出時期]

出産予定日の6カ月前から届け出可能です。

[添付書類]

出産前に届け出する場合は、母子健康手帳など出産予定日が確認できる書類が必要です。

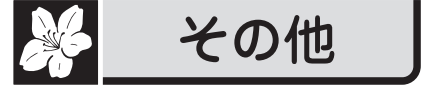
出産後に届け出する場合は、市区町村で出産日を確認できるときは不要です。ただし、被保険者と子が別世帯であったり、被保険者が世帯主ではない場合など、出産日および親子関係を明らかにする書類(出生証明書など)が必要になることがあります。

[届け出先]

区役所4階保険年金課年金係

国民年金課年金係

- ☎(3546)5371
- 中央年金事務所国民年金課
- ☎(3543)1411(代表)
- 音声案内②→②



職員の給与および定員の公表

区職員の給与および定員などの状況について、透明性を高め、区民の皆さんの一層のご理解を得るため、区役所1階情報公開コーナーと区のホームページで公表しています。

職員課給与福利係

- ☎(3546)5249

統計調査員(登録者)募集

区では、総務省などが所管する国勢調査等各種統計調査に従事する調査員を随時募集しています。

統計調査員は、調査実施の都度任命される非常勤の公務員で、世帯や事業所などを訪問し、調査票の配布・回収などを行います。

なお、統計調査は年1回程度実施していますが、現在、多くの調査員を必要とする調査が終了したところであり、登録後すぐに調査への従事をお願いするわけではありません。

☎20歳以上の方(詳細な登録要件は、お問い合わせください)

面接を実施しますので、事前連絡の上、履歴書を持参し新富分庁舎3階調査統計係へお越しください(電子申請も可)。

◎詳しくはお問い合わせください。
☎〒104-0041

中央区新富1-13-24新富分庁舎3階
区民生活課調査統計係
☎(3553)7313

コミュニティふれあい銭湯

☎4月13日(水)・27日(水)

◎4月13日はアザレアの湯です。

場区内公衆浴場(銭湯)

☎100円(敬老入浴証持参者と小学生以下は無料)



◎区内在住・在勤であることが確認できるもの(運転免許証、健康保険証、社員証など)を必ず持参してください。本人の住所・勤務場所が確認できない場合は一般料金となります。

◎入浴時以外はマスクを着用してください。また、浴場内での会話は控えてください。

◎体調不良の場合は利用を控えてください。

地域振興課区民施設係

- ☎(3546)5623

広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」の個別配送および声の広報・点字広報

「区のおしらせ ちゅうおう」の個別配送

☎新聞を定期購読していない区内在住者のうち、次のいずれかに該当し、区施設などで広報紙を入手することが困難な方

- ・おおむね65歳以上の方
- ・障害のある方(障害者手帳をお持ちの方)

[送付する号]

11日・21日号、1月1日号

◎1日号(1月1日号を除く)は、町会・自治会を通じてお届けします。

☎郵送開始を希望する号の発行日10日前(必着)までに、電話または申込書を郵送、ファクス、Eメールのいずれかで☎へ送付して申し込む。

[申込書の配布場所]

区役所2階広報課、日本橋・月島特別出張所で配布する他、区のホームページからダウンロードすることもできます。

◎「区のおしらせ ちゅうおう」は区のホームページにも掲載しています。

声の広報・点字広報のご案内

「区のおしらせ ちゅうおう」をCD・カセットテープに録音した「声の広報」、点字版にした「点字広報」を、毎月3回発行しています。

お申し込みいただいた方には郵送でお送りします。

近隣の方などで必要とされる方がいらっしゃいましたらご案内にご協力ください。

☎区内在住・在勤で視覚障害のある希望者(身体障害者手帳1～6級所持者)

☎電話または区役所2階広報課で直接申し込む。

共通

費無料

☎104-8404

中央区築地1-1-1

広報課広報係

- ☎(3546)5218

FAX(3546)2095

☎koho_01@city.chuo.lg.jp



▲声の広報・点字広報

凡例

日時

会場

対象

内容

定員

費用

申し込み方法

問い合わせ(申込先)

HP

ホームページアドレス

Eメール

アドレス

凡例
お問い合わせ(申込)先
HP
ホームページアドレス
Eメール
メールアドレス

中央区観光協会 オリジナルグッズ販売中

観光協会では、会員企業などと考案したオリジナルグッズを販売しています。
新たに、生地裁断から職人が一つ一つ丁寧に仕上げた晴雨兼用の「伊砂文様折り畳み傘」や、江戸町火消錦絵師が描いた粋な商品の詰め合わせ「江戸の華 手みやげセット」などが仲間入りしています。
その他、五街道の起点『日本橋』に



▲伊砂文様折り畳み傘

ちなんだ「漆塗箸・箸置セット」や、区内に架かる橋をデザインした「手ぬぐい」、写真コンクール入賞作品で作製した区内名所の「ポストカード」なども販売しています。中央区ならではの粋な商品を幅広くご活用ください。
販売場所
・中央区観光情報センター
・中央区観光協会
◎オリジナル商品(委託販売方式)の製作にご協力いただける企業の方などは、**☎**にお問い合わせください。

☎中央区観光協会
☎(6228)7907



▲江戸の華 手みやげセット

トピックス

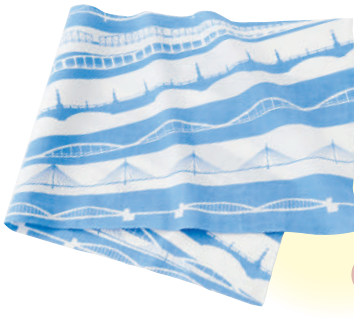


障害者ボッチャ大会に向けた交流会

3月13日、総合スポーツセンターでパラリンピックの正式種目ボッチャを通じた交流会が開催されました。参加した約40人の皆さんは10チームに分かれて試合を行い、好プレーには敵味方関係なく拍手や歓声を送るなど、和やかな雰囲気の中で競技を楽しみました。またゲスト参加の日本ボッチャ協会強化指定選手佐藤駿さんの指導を直接受け、真剣に耳を傾ける場面も見られるなど、ボッチャの魅力をより深く理解する貴重な機会となりました。



▲漆塗箸・箸置セット



▲手ぬぐい

中央区民文化財 新たに1件を登録・1件を指定

区では、郷土の文化財として保護する必要があると認めたものを「中央区民文化財」として登録し、区民文化財の中から特に重要なものを「中央区指定文化財」として指定しています。令和4年度は4月1日付で、1件を登録、1件を指定し、「中央区民文化財」は、指定7件、登録103件になりました。

☎郷土天文館「タイムドーム明石」 **☎**(3546)5537

一等水準点標石(交無号)(登録番号105号)

登録種別
中央区民有形文化財
歴史資料
所在地
新川2-32先
所有者
国土交通省国土地理院



交無号▶

概要
この資料は、霊岸島潮位観測所で算出した東京湾平均海面の値を地上に固定した点で、日本の標高の基準を定める際に出発点として利用された水準点、交無号の標石です。
交無号の名称は、水準路線(全国の水準点を結んだ線)が交差することを示す「交」と、ゼロを意味する「無号」を合わせたもので、日本全国に数多く設置された水準点の0番を意味します。現在の交無号の標石は昭和5年に作り替えたもので、一等水

準交差点として今も測量に利用されています。
現在の一等水準交差点としての役割と、日本の標高決定の基準となったという測量技術史における役割を併せ持つ貴重な資料です。また、日本の平均海面を算出するための潮位観測所が区内に置かれたことに関連する資料であり、埋設当時から同じ新川地区に設置されている歴史性を鑑みると、中央区にとっても重要な資料になります。

佃住吉講の獅子頭(龍虎・黒駒)(指定番号7号)



▲獅子頭(龍虎)

▲獅子頭(黒駒)

登録種別
中央区指定有形民俗文化財
所在地
佃まちかど展示館(佃1-2-10先)
所有者
佃住吉講

概要
佃住吉講の獅子頭は佃一丁目の住吉神社祭礼の際に飾られる獅子頭二対です。佃地域では、龍と虎の頭の獅子頭を「龍虎」、もう一對を「黒駒」と呼び習わしています。それぞれの

獅子頭は「ケン」または「シッポ」と呼ばれる棒状の付属物を持っています。
江戸時代から住吉神社で行われる本祭りは佃祭とも呼ばれ、現在は3年に1回行われています。本祭りでは獅子頭の宮出しや八角神輿の宮出しなどが行われ、獅子頭の宮出しは魔除けや露払いの意味を持つとされています。龍虎と黒駒の獅子頭も、かつてこの宮出しに使用されていました。
龍虎は、双方とも寄木造りで漆塗りが施されています。制作年代などは不明ですが、天保3年(1832)の『東都歳時記』に佃島住吉明神祭礼として「竜虎の頭を渡す」との記述が見られます。現在の龍虎は巡行せず、祭礼中は佃の町内に「庭」と呼ばれる仮小屋を作り、その中に供物と共に安置されます。龍虎の「庭」は庭師に依

頼して植物などを使用して飾り付けられます。
黒駒は、双方とも寄木造りで表面は黒漆が塗られており、耳が着脱可能です。収納用木箱のふた裏に「文政二年卯歳六月吉日辰」の墨書があり、この文政2年(1819)が制作年代である可能性があります。黒駒も祭礼中の巡行はせず、町内に設けた仮小屋に安置します。ただし「庭」は作られません。
佃住吉講の獅子頭は、住吉神社の祭礼と佃の人々の信仰・儀礼に密接に結びついてきた資料です。火事の際は真っ先に守るよう言い伝えられるなど、現在も地域の人々に大切に守られ、精神的支柱とも呼べる存在であることから、指定有形民俗文化財にふさわしい資料です。